

# 第 16 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 6 年 9 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 産 業 文 化 会 館 2A 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	9 時 53 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
	8	間 々 田 英 治	出○席 欠席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫		
	③			⑬		
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯		
	⑦			⑰	島寄典緒	出席 欠○席
	⑧	新藤雄作	出席 欠○席	⑱		
	⑨			⑲	諸貫達也	出○席 欠席
	⑩	高沢宗春	出席 欠○席	⑳		
関係者				書記	局長	小林誠
					次長	広田敦史
					主事	高澤茉鈴

1 開会	事務局長	開会宣告（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。
		（会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、新井委員、関口委員兩名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第1号」		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
農地法第3条第1項		事務局より説明をいたさせます。
の規定による許可申請	事務局次長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
書に対する審議について		議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、2件となっております。
て		進行番号1と2の2件とも、行田市大字斎条〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが経営の拡大を図るため、所有権の移転を行おうとするものでございます。
		進行番号1は、斎条〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する斎条字斎条〇〇〇〇番、地目：田、1, 817㎡について、進行番号2は、鴻巣市鎌塚〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する斎条字前田〇〇〇〇番、地目：田、988㎡について、それぞれ売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページと2ページをご覧ください。1ページ目が進行番号1、2ページ目が進行番号2になります。どちらも星川の北に位置する斎条地内の農振農用地でございます。
		以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
		以上、説明とさせていただきます。
	議長	事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
		（なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
		（全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。
『議案第2号』		次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたし

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について

議長  
事務局次長

ます。なお、この案件は、委員自らが関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、間々田委員には、一時退席をお願いいたします。

(委員一時退席)

事務局より説明をいたさせます。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。議案第2号は、1件となっております。

進行番号1でございますが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、自己所有の荒木字前田〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、583㎡について、農業用機械及び車両置場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、農業を営んでおりますが、トラクターなどの大型農機は3箇所分散して置いてあり、作業効率が悪いと感じておりました。そこで効率化を図るため、1ヶ所に集約したいと考え、申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に接する農地であり、また、集約後、既存施設は農業用資材のストック置場として活用することであり、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。下の斜線部分でホザナ保育園の南西に位置する荒木地内の集落に接する農地でございます。

伊東委員

以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る9月20日、現地調査をしていただいておりますので、伊東委員にご報告をお願いいたします。

議長

去る9月20日、私と田口委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。

赤羽委員  
事務局次長

事務局から議案第2号についての説明及び伊東委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議長

農業用機械・資材置場ということですが、建物は建てないのですか。

建物を建てる計画はございません。

他にございますか。

議長

(なし)

ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 事務局次長</p>	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。退席した委員の入室を認めます。 (委員入室) 間々田委員に申し上げます。「議案第2号」は原案のとおり承認されました。 次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いします。議案第3号は、6件となっております。 進行番号1でございますが、桜町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父である荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する荒木字前内手〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、346㎡について、使用貸借により住宅1棟 94.81㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来のことを考え住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。上の斜線部分でホザナ保育園の西に位置する荒木地内の集落内農地でございます。 次に進行番号2でございますが、須加〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、須加〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する須加字小稲荷〇〇〇〇番、地目：畑、361㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、申請地の隣接地で飲食店を経営しておりますが、申請地をそのお店の駐車場として、農地転用の手続きをしないまま使用しておりました。 今回、その是正のために申請に至ったものでございますが、申請者は深く反省しており、申請地に設置してあったコンテナ及び小屋は既に撤去しております。また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。利根大堰の南に位置する須加地内の集落に接する農地でございます。 次の進行番号3から5は、大阪府中央区道修町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、太</p>
---	----------------------------	---

陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

進行番号3は、神奈川県横浜市栄区公田町〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する小敷田字高根〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、697㎡について、進行番号4は、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字境松通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、965㎡について、進行番号5は、関根〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字諏訪通〇〇〇〇番、地目：畑、998㎡について、それぞれ売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

進行番号3の事業計画は、太陽光パネルを計115枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が7万4,191kwh、進行番号4の事業計画は、太陽光パネルを計162枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万5,651kwh、進行番号5の事業計画は、太陽光パネルを計156枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万8,923kwh、であり、それぞれ設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。

事業計画を精査したところ、いずれも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページから7ページをご覧ください。5ページが進行番号3で熊谷市内にある本市の飛び地になります。次に6ページが進行番号4で県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。次に7ページが進行番号5で県道騎西鴻巣線の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、東京都千代田区内幸町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外6名がそれぞれ所有する下忍字西谷〇〇〇〇番、地目：田、998㎡外6筆について、賃貸借により送電線路建替工事用地にしたいとして一時転用の申請があったものでございます。

申請人は電気事業を営んでおりますが、市内の特別高圧架空送電線路「行田線」が建設されてから50年以上が経過し、設備の老朽化が目立つことから、鉄塔の建替工事を計画したところ、作業スペースや大型車両の進入路などが必要となることから、申請地を一時借り受けて利用しようとするものでございます。今回の申請地自体で鉄塔の建替えは行いませんが、建て替える鉄塔の方向に電線を送り出す作業場と電線撤去時に鉄塔のバランスを保つための仮線を張るための仮鉄塔、基礎置場として使用する計画となっております。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。石井クリニックの東に位置する下忍地内の農振

報告事項	田口委員	農用地でございます。 なお、白抜き部分は既設の鉄塔でございます。 以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る9月20日、現地調査をしていただいておりますので、田口委員にご報告をお願いいたします。
	議長	去る9月20日、私と伊東委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第3号についての説明及び田口委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	(なし) ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	主事	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。 次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	議長	議案書3ページをご覧ください。(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。 (1)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、工場敷地でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 (2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件も、1件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、2件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。 合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。

6 その他	事務局長 主事	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。 ありがとうございました。
7 閉会	農政課長 事務局長	つづきまして、その他でございますが、事務局及び農政課より説明申し上げます。 ・農地パトロールの進捗について ・地域計画に係る協議の場の開催日程について 以上をもちまして、第16回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 (9:53)